

寒川町選挙管理委員会告示第 30 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項若しくは第 75 条第 5 項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 5 条第 30 項の規定により、地方自治法第 74 条第 1 項若しくは第 75 条第 1 項又は市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 1 項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数をここに告示する。

選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 816

令和 5 年 8 月 21 日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光